

第百七十七回国
参議院經濟産業委員会會議録第十号

平成二十三年七月十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十六日

辞任

磯崎 仁彦君

補欠選任

溝手 顕正君

六月十七日

辞任

溝手 顕正君

補欠選任

磯崎 仁彦君

六月二十日

辞任

若林 健太君

補欠選任

世耕 弘成君

六月二十一日

辞任

世耕 弘成君

補欠選任

若林 健太君

七月十一日

辞任

姫井由美子君

補欠選任

西村まさみ君

七月十二日

辞任

西村まさみ君

補欠選任

姫井由美子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

加藤 敏幸君

高橋 千秋君

直嶋 正行君

柳澤 光美君

平山 誠君

広野ただし君

増子 輝彦君

関口 昌一君

牧野たかお君

加藤 敏幸君

高橋 千秋君

直嶋 正行君

出、衆議院送付)

○委員長(柳澤光美君) たたいまから経済産業委員会を開会いたします。

この際、海江田経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。海江田経済産業大臣。

○国務大臣(海江田万里君) 私は、六月二十日にオーストリアで開催されたIAEA閣僚会議に出席いたしました。御報告が遅くなりましたが、その御報告をさせていただきます。

本会議は、三月十一日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故を受けて、今後の原子力安全について議論するため開催されたものです。

今回の会議には、全てのIAEA加盟国が招待されましたが、その中で、私は最初に発言の機会を与えられました。各国からの支援に対して日本を代表して感謝の意をお伝えし、事故の経緯と対応、現在の原子炉の状況、事故から得られた教訓について報告いたしました。

会議の中では、日本からの迅速な情報提供に謝意を表する発言や、緊急安全対策を含む原子力発電所の安全性強化を評価する発言等がありました。

しかし、本会議に提出されたIAEA調査団の最終報告書では、複雑な体制や組織が緊急時の意思決定を遅らせる可能性がある旨、指摘されました。同時に同報告書では、震災後の日本の対応は、今回の事故の極限的な状況を考慮すれば、その時点でとり得る最善の措置であることなどが明記されています。

このように、緊急安全対策を含め、日本のこれまでの対応について、IAEAとその加盟国から一定の理解を得たものと考えております。

閣僚宣言では、日本への連帯と日本への支援継続の決意が示されています。また、風評被害に関する

連して、科学的根拠に基づいた対応の重要性が明記されました。

今回のIAEA閣僚会議の機会をとらえ、ポネマン・アメリカ・エネルギー省副長官、モリゼ・フランス・エコロジー・持続可能な開発・運輸・住宅大臣他とバイ会談を行いました。会談では、原子力の安全性等について議論するとともに、今後の事故収束に向けた日米協力、日仏協力の強化を確認することができました。

また、内外記者会見を通じて、貿易、渡航に関して日本は開かれており、これまでどおり日本との貿易、日本への訪問を行うよう世界に向けて呼びかけました。

引き続き、IAEAを始めとする国際機関や各国と協力し、今回の原子力事故の収束に向けて最大限の努力をしていくとともに、国際的な原子力安全の取組を強化してまいります。

以上でございます。

○委員長(柳澤光美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

鉱業法の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、外務大臣官房参事官石兼公博君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳澤光美君) 鉱業法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

を適切に選んでいきたいと思っております。

○関口昌一君 特定開発者の選定が公平、的確に行われるように、しっかりとした基準を設定して取り組んでいただきたいと思えます。

次に、国の機関については第百条の二の探査の許可を受けることは要しないとされております。しかし、本来的には民間による探査が主流となることが好ましいと考えております。万が一民業圧迫があるようなことがあってはならないと思えます。国の機関についても、国の機関以外の者に対する許可基準を踏まえ、適切に探査の可否を判断する姿勢があるべきではないかと思えますが、この点について伺いたいと思えます。

○政府参考人(安藤久佳君) お答えさせていただきます。

先生御指摘のとおりでございます。国の機関が行う資源探査につきましては、同じく国の機関であります経済産業大臣が許可ではなくて協議をお受けするという体系にさせていただいております。これは法制上の形式上の整理からこのようなことをさせていただきまして。

実際の運用に当たりましては、今御指摘のような事態が起きないことも含めまして、経済産業大臣が探査の本来許可を行うときと同じような考え方に基きまして、公平中立な形で協議に応じさせていただくといったような運営を考えさせていただきたいと思っております。

○関口昌一君 時間が限られてきていますので、次の質問に入っていきたいと思えます。これ、遅ればせながら、この法改正によって、法案によって鉱業の探査を行うには許可が必要になってまいりました。鉱物の探査を行うには、また、資源探査と手法が近似する科学的調査についても、外形上一定の行為を行うものであれば許可を必要とすることになっております。さらに、違法、違反行為に対しては作業の中止、探査に使用した装置等の除去等を命じることが可能となっております。

我が国の排他的経済水域における外国船の探査

活動に対して苦しい思いをしてきた国民も多いかと思えますが、今後は毅然とした対応を取っていく、この点について大臣の決意を伺います。

○国務大臣(海江田万里君) 御指摘の点につきまして、特に私どもは、経済産業省だけでなしに海上保安庁等との連携が必要だろうと思っておりますが、まず、やはりどのような違法行為があるのかということをしつかりとその証拠を押さえて、その証拠に基づいて適正かつ厳正な手続を取らせていただきたいと思えます。そうした省庁間の連携、そして必要があれば官邸も入れたしつかりとした国としての方針を定めて対処をしていきたい、かように考えております。

○関口昌一君 また、探査を行う者の船舶等に対する立入検査も可能となります。これも実効あるものとするためには、経済産業省、海上保安庁等を含めて、関係省庁との緊密な連携と迅速な判断が求められると思えますが、この点について大臣のお考えを伺います。

○国務大臣(海江田万里君) 今お答えをさせていただきましたが、やはりそうした事態が起きる前に、まず関係省庁でどういう行為が規制の対象になるのかということをやはりすり合わせておく必要があるかと思えます。どのような設備を用いた探査、あるいはどのような方法を用いた行為が規制対象となるかと、まずそうした関係省庁で事前のすり合わせが行われてしかるべき。そして、その事前のすり合わせによる一つのガイドラインができ上がると思えますから、そのガイドラインに抵触する事犯が起これば、先ほどお話をしたように、海上保安庁等と連絡を取りながら対処をさせていただくということでございます。

○関口昌一君 こうしたいろいろな問題に対して、関係省庁としつかりと連携を図って今後直ちに対応することが違法行為に対しての毅然とした抑止力になるかと思えますので、しつかりと連携を図って迅速な行動をしていただきたいと思えます。

東シナ海の油ガス田開発について伺います。

二〇〇八年六月に日中の共同開発で合意したにもかかわらず、国際約束締結交渉は昨年七月に開かれたまま中断しております。さらに、本年三月には、中国海洋石油幹部が白樺油ガス田が生産段階にあると発言し、その後、中国政府はこの発言を否定しておりますが、日中の合意に反して中国側が一方的に開発を進めているのではないかとこの懸念が絶えないというのが現状であります。さきの北京における日中外相会談においても、我が国から交渉再開を要請したにもかかわらず、中国側は具体的な見通しすら示さなかったということでありまして。

こうした停滞が進んでいる東シナ海の海洋資源開発に関する国際約束締結交渉の現状と今後の見通しについて、外務省に伺います。

○政府参考人(石兼公博君) 今、関口議員から御指摘のございましたように、二〇〇八年六月の日中間の合意、これを実施に移すための国際約束の締結交渉につきましては、昨年の七月二十七日に第一回交渉を行いました。その時点では早期の妥結を目指すということで一致しておったわけでございます。にもかかわらず、昨年の九月、中国側が交渉の延期を先方から一方的に発表してきて、現在に至るまで交渉が再開されていないこと、委員の御指摘のとおりでございます。誠に遺憾に感じておるところでございます。

先方、事情がいかなるものであれ、大局的観点からまさに戦略的互恵関係、日中で合意したこの互恵関係を進める上でこの二〇〇八年の合意を早急に実施すべくあらゆる機会を通じて働きかけておるところでございます。今委員からも御指摘ございましたように、今月、七月四日の日中外相会談におきましても、松本外務大臣から楊潔篪外交部長に対し、早期の再開を働きかけたところでございます。

いずれにいたしましても、こうした粘り強い働きかけを続けて、早期の再開にたどり着きたいと、このように考えておる次第でございます。

○関口昌一君 今外務省の方から説明あったんで

すが、このような状況を大臣がどう考えるのか。また、中国側が白樺等どのような活動を行っているのか明確な情報提供を求めることが大事である。さらに、早急な交渉再開を目指すべきであると思えますけれども、大臣のお考えを伺います。

○国務大臣(海江田万里君) 今御指摘のありました二〇〇八年六月の日中間の合意というのは、東シナ海を平和、協力、友好の海とするということ、私もその宣言が出ましたときに、ああ、これからやっぱしつかり日中間で海底の油田の問題あるいは海底の資源の問題については協議をしてそして進めていく方向が決まったんだなと思っております。それから、それが今、外務省からも報告がございましたけれども、中断をされているというような状況でございますので、やはりこれは一日も早く国際約束締結交渉の再開というものを求めていこうということでございます。

それから、御指摘のありました白樺の問題でございます。これはある中国側の関係者が、これは匿名でなしに実名を挙げてそういう証言をしているということも私は承知しております。そうしたこの実名の証言もございましたものから、これは外交ルートを通じて事実の調査を要請をしているところでございます。

何度かやり取りがございますが、これは我が方としてはやっぱり引き続きしつかりとした証拠を集めて、そしてその証拠に基づき行為をはつきりと相手に示して相手側の態度を待ちたいと思っております。ただ、引き続きそうした証拠を集めて、そして外交ルートを通じての私どもの主張というものはしつかりとしていくつもりでおります。

○関口昌一君 さらに、昨今では中国の海洋調査船が東シナ海沖で活動しているというような話も伺いますし、六月に宮城県沖の我が国の排他的経済水域において、我が国に事前連絡もなしに中国船が侵入し活動するというような大変遺憾な事態も生じております。資源探査に対するのと同様

に、これら中国船の活動に対して毅然とした対応が求められますけれども、宮城県沖において、我が国の排他的経済水域においても事前連絡がなしにこうした行動が取られたということ、これに対して外務省はどのような対応を取ったか、説明を伺います。

○政府参考人(石兼公博君) 今、関口委員から御指摘のごさいました六月二十三日の事案でございますが、これは、六月二十三日午前、中国の海洋調査船、名前を「南鋒」という船でございますが、これが宮城県沖の我が国EEZ内において漂泊を繰り返しながら航行しているのが確認されました。現場海域を哨戒中の海上保安庁の巡視船と当該船舶とのやり取りにおいて、当該船舶からは公海上で海洋環境調査を実施していると、こういう発言がございましたが、私どもの方からはこれはEEZの中であるということで警告を出しまして、当該船舶は同日午後、我が国EEZから移動したことが確認されました。

いずれにいたしましても、我が国のEEZの中において我が国の同意のない海洋の科学的調査は認められませんので、現場海域で今申し上げたような形で警告するとともに、また外交ルートを通じても先方に対して申入れを行ったところでございます。

このように、関係省庁連絡して政府としてしっかりと対応していきたい、このように考えております次第でございます。

○関口昌一君 私も与党のとき外務政務官も経験させていただきましたけれども、とにかく我が国の主権の主張ですね、これはもう相手も考えながら、相手の立場を超えて、駄目なもの駄目だとはつきりと主張するというのが大事であるかと思えます。どうもその点が、私、今の政権ちょっとと生ぬるいなと思っております、これはしっかりと対応していただきたい。

北方領土に対しても、メドベージェフ大統領も訪れ、そして韓国の閣僚までも訪れるという中で、これから竹島、さらには尖閣も含めて、もう

これは我が国の領土でありますので、領土問題なんというのは存在しない話でありますので、そうした行動を取られたときに、これは経産省も別にしても、外務省来しておりますので、毅然とした態度を取っていただきたい、これは強く要望させていただきますと思います。さらに、経産省も、ガス田開発もあるわけでありまして、しっかりと、ルールを破っているものだったら堂々と国際世論に訴えて正当性を主張していただきたいと思っております。

これだけ質問すると委員長もあした委員長報告ができるかと思っておりますので、私、経産委員会の方で筆頭理事をさせていただきますので、この間の委員会をいろいろ皆さんのお力添えをいただいて取り組んできたわけでありまして、まだ私の持ち時間も十数分あるということでありますが、私の思いをちょっと話をさせていただければと思います。

大畠大臣、その当時は大畠大臣でありました、あのときも、私もびっくりしましたけど、いきなりTTPなんていう話が出てきていまして、あれ、どうだったかという話で、大畠大臣は、古賀さんの問題含めて、TTPに対してもまあ慎重的な考えを持たれた方であつたかと思えます。その方向性の問題等もあつて大臣が替わられたということ、海江田さんが大臣になって、このTTPの問題も含めて委員会でしたら議論できていくのかなと期待をしておつたわけでありまして、三月十一日の震災以降、本来であると六月にこのTTPの問題についてもある程度内閣において道筋を付けるという話であつたわけでありまして、あのTTPは一体どこへ行ってしまったんだろうなと思っております。

そして、原発の問題が出てまいりました。これは、昨日、私は、菅さんが記者会見やつたんですが、非常に違和感を感じて、脱原発というか、原発、あの震災、あの事故以来、これは国民も含めて、これは国会議員、与党も野党も関係なく全ての国会議員が原発の依存からだんだんだ

ん安全性の高い、再生エネルギーを含めて、まあ火力も含めて、そうしたエネルギーにシフトをしていかなければいけないと思つていられるのも共通の認識であるかと思えます。ただ、現状、さらに足下を見たときに、五十四基の原発、これが実際に来年の五月には停止してしまうような状況になつた中で、エネルギー基本計画の見直し等も含めていろいろ出てくるわけであるかと思えます。で、現実問題、我々は国会議員として、国民生活も含めて経済も含めて、支障が起きてきたら大変な問題になる。さらに、企業は生産性を求めて海外へ移転するような状況が起きてしまった後で対応するというのは大変な状況であるかと思えます。そうしたことも含めて、恐らく大臣は玄海の再稼働をお願いに行つたのではないかなと思っております。

私は、大臣の印象が非常に気の毒な大臣だなんです、そして、随分思いがあつて訴えたいんだけれども、我慢に我慢を重ねているなど。昔さんが大臣に対してストレスのテストをやつていて、痛みに対してよく頑張つた、感動したと最後に言うのか分らないんですが、恐らく大臣は、まあ言わなくていいんですけども、私は、大臣の心は感動したじゃなくて、菅、どうしたという思いであるかと思えます。

そして、例えば大臣の選挙区でライバルであつたという与謝野さんが内閣に入るような状況、これも私が同じ立場であつたらとんでもない話。そして、浜岡の停止の要請の記者会見、これは皆さんが思つているかと思いますが、あの記者会見は私は当然大臣がやるべきだと思つておりました。そして、原発の再稼働、玄海のです。今、大臣は、私は、心の中で申し訳ないと思つていまして、まず最初に頭に浮かぶのは、大臣が佐賀県に行つて再稼働に対して合意をしていたいた玄海の町長、佐賀県の古川知事に対してそういう思いがあるかと思えます。

本来であつたら、大臣は辞意をほめかしたような新聞報道がありましたけれども、総理も一定の

めどが付いたら辞めるのか辞めないのか分からないですけども、大臣が辞める方が信憑性があるかと思えます。ただ、現実には、辞めるのは私は大臣ではなくて総理であるかと思つております。ただ、私が心配しているのは、これから、今委員会が始まつてテレビでいろいろな報道がされてまいります。恐らく、国民の多くの方々が海江田さんは気の毒だなど、そして菅さんは無理言つていなどと、随分耐えに耐えて頑張つていられるかと思つていまして、しかし、この委員会が続くことによって、あのストレステストも含めて、また世論が大分変わつてきて、これが重要であるんだつたら、何でそのストレステストを前提に地元合意を求めなかつたんだというような変な世論が出てくるような気がしてならない、私は心配しているところでもあります。まあ私の感想ですけども、大臣は一日も早く辞めた方がいいと、これは私は思っております。

本来、野党は、選挙を考えた場合は、菅さんに長くやつてもらつて民主党の中でがたがたしてやつた方が選挙は有利なんですけれども、我々が選挙にとつて不利であつても、総理が辞めなくてはいけないというのは、もうだんだんみんなが気付いてきています。もうこの国を何とか動かさなければいけない、そして震災の復興復旧に対しては心をついて与野党で取り組まなければいけないという中で、いつも前へ進もうと思つと大きな問題を起こしてきているのが今の総理ではないかなと思つております。

私、大臣に答弁求めませんので、安心して聞いていただければと思います。そう言えば、恐らく大臣の性格でしたら最後は一言言うかと思ひましてね。二言、三言言うかと思ひます。

それで、私も長い地方議会も経験させて、政治活動をさせていただきました。常に判断するときにはいいアドバイスしてくれるのが妻や子供たちでありました。大臣もそうした環境にあるかと思ひますが、いろんな言葉の中でしっかりと身内が正しい判断をしていただけるかと思つております

し、側近には、副大臣ということでモーニングまで用意した中山政務官もいらっしゃるんですよ。

私は今、こちら側に民主党の議員さんいらっしゃいますけど、今求められているのは、与党民主党が行動を起こすときではないかなと思っておりまして。そして、我々もしっかりと取り組んでいきたい。

本当に海江田さんは気の毒だなと、本当に気の毒だなと思っております。ただ、委員会ではいろいろな形で質問をこれから受けてきて、テレビにも、画面に映ります。そうすると、自分の主張してきたことと多少食い違う場面が出てきた中で、国民があれぞまで大臣をやりたいのかなと思われる場面が出てくるかと思っております。私は政治家海江田万里としてしっかりと受け止めて行動をしていきたい。

御感想をということでありますので、私の言ったことで気に入らない点がありましたら修正していただきたいと思いますが、思いを言っていたきたい。

○国務大臣(海江田万里君) お話を聞いているだけでいいのかなと思いましたが、最後に質問が来ましたので。

やはり、やりかけのことはあるんですね。本当に私はいつまでも大臣の座にしがみついているというつもりはございません。別に、大臣の俸給も前から返していますし、今、一議員と同じ立場でございます。いろいろ、車が付いたり役所の中で部屋があったりしますが、まあそんなものはどうでもいい話でありまして、本当にその意味ではないつまでもしがみつくつもりはありません。

ただ、今日は鉱業法の議論であります。やがてこの当委員会が再生可能エネルギーの買取りの法案がございまして。それから、やはり今度の原発の事故で損害賠償を、当然のことでございますが、被害に遭われた方々に損害賠償をしつかりしなければいけないわけで、そのための、今、参議院では仮払いの法律が議論されております。それ

から今、衆議院の方では、これは復興特別委員会、この機構法ということでございまして、これが議論をされております。

やはり、これは私がしっかりと責任を持って、もちろん中山政務官という立派な政務三役もおりますので、お願いもしてもらいたいわけでございますが、やっぱりそこはやりませんとね、これは、何と申しますか、途中で投げ出したということになりますので、そこはやっぱりしっかりとやるというふうにしておりまして、いつまでもということとは私の生き方としても余り好ましいところではありませんが、そこはもう少しお付き合いをいたしたいというのが正直なところでございまして。

○関口昌一君 別段、我々が大臣に対して辞任要求しているわけじゃなくて、大臣の心情を察しても思わないと思いますよ。私は、大臣が毅然とした態度を取ったということで評価を得ると思っております。

私が今心配しているのは、現実には五十四基の原発が止まる現実が出てきているなと思っております。例えば、総理が替わって大臣が替わってもその地元はなかなか合意をしていただかない、あの第二の普天間のような問題が出てくるような状況が必ず出てくるような気がしてならないわけでありまして。

私はそのときに大臣が今取った行動が評価されると思っておりますので、もうこれ以上私は言いませんので、野党の質問に対してそのとおりですと言ったら大変なことになるかと思っておりますのであれですが、私は政治家として海江田大臣を見てきて、そうした中で本当に気の毒だなと。もう我慢に我慢を重ねて頑張ってきたんだから、国民も評価をしていただいている。そして、今この流れを変えなければいけないと。大臣の一つの行動が大きな流れに変わると私は確信をしておりますし、今後、政治家海江田万里として政治活動をしていく上で大きなウエイトを占めてくるかなと思っております。

おります。

若輩の者がこうした発言をしたことをお許しをいただくとともに、健康には御留意をされまして頑張っていたいだきたいと思っております。

時間も大分余りましたけど、我々もさすがに与党を経験したと、余裕があるなと思われるためにも、大臣もお疲れであるかと思っておりますので、この辺で質問をやめさせていただきます。

ありがとうございます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

やはりこれだけの関口先生の御発言の後に、私も黙っているわけにはいかないのでございます。菅総理がいっお辞めになるかは定かではありません。私も、これは特に与党の方が悩んでいらっしゃるんじゃないかなと。関口先生もおっしゃったように、野党はずっといっていたたいです。皆さん選挙をしたら、もうぼろ負けに民主党はなってしまうということが目に見えているわけでございますけれど、しかしそうじゃない。この国がどうなるのか、国民生活がどうなるのか、それを考えたら、野党がいいとか与党が何とかじゃなくて、本当に皆さんには身の処し方を考えていただきたこと、もう本当に深く思うところでございます。

昨日の記者会見を拝見していても、脱原発なることをおっしゃいましたが、じゃ、この夏そして冬、これからどうするんだと、順次止まっていってしまふ、原発がですね。質問したら、ちゃんと答えられなかったわけですが、こうおっしゃったんですよ、自家発電と節電で乗り切れまして。本当にそうなんですか。私は、確信犯でおっしゃっているんだと思いますが、こんな発言をする方が総理でいらつしやるということに本当に心底もう身が寒くなる、国民のために本当に大変だという思いを強くした。それは私だけではないと思います。

十五分しかないのに、ずっとしゃべっていて鉱業法を質問しないで終わっちゃうと困るんですけど、(発言する者あり) いいですか、そうで

すか。鉱業法は最後にちよこつとします。じゃ、おっしゃって、ださるのであれば。

いや、私は、海江田大臣、一生懸命やっていらっしゃるのに、あれはないだろうと思うんですよ。だって玄海へいらつしやることも、総理は私も同じ気持ちです、頑張ってくださいとおっしゃったんですよ。これ、テレビでもやっていましたから、みんな一般の国民も知っているんですね。それなのに、この間からとうとうとおっしゃることは、ストレステストを自分が申し上げたために、国民はそうか、本当に安全、安心のためにしっかりと総理はやってくれている。要するに、勝手にやり出そうとした経済産業省、大臣とは言わないんですよ、あえて総理は。でも、これに対してストリップを掛けたに国民は拍手喝采していると、よくこれと言ってくださったといつて喜んでいてとおっしゃっているんですよ。冗談じゃない。それでは大臣の立場はどうなるんだと。私は、余りのことにもう本当に憤慨を通り越しているわけでございます。

当然そういうことも考えた上できちんと、そのストレステストという名前の付いたことはおいておいても、本当にそれに匹敵することややっていきちゃんとお願いをしているわけだということ。私たちは分かっているんですけど、あんなふうには何回も何回も言う、じゃ何なのって、やっていかなかったのなんて一般の人は思うわけですよ。だから、なるべくああいふことは発言させないようになさなければいけないと。私も明日、補正予算の質問するんですけど、それ言わせないためにどうしたらいいかなんていうふうにならなかつと考えているところでありまして。

それで私は、やっぱり大臣、最後に本当は質問しようと思ったんですけど、種々のことでやっぱり大臣じゃなきゃできないということをやられて、きちんと国民の皆様には私はいくつかのことをやりましたということをしっかりと示すことになりまして、非常に電力のことでも大変な状況になっ

ているわけでございます。特に被災地の方々は今もこれで悩んでいるわけですね。

私も先日、実は塩竈のかまぼこ組合の方々から、もう一五％つてこういうことになったけれども、これじゃもう私たち、やっとなの復旧復興を待ってられない。つまり、本格的な予算が先延ばしになっちゃったわけですから、もう自力で何とかこれをやり出したんだけど、この一五％ということ、もうとてもじゃないけれどこれではもうやっていかれないと、本当に死活問題なんですと、何とかこれを考えていた、ただないだろうかと。つまり、製造過程では冷蔵保存、冷凍保存、いろいろあるんですね。もう夜中にやればいいじゃないかと、組合だからいっぱい業者がいるんだからそこで何とか融通合せて、私は朝早くやる、こっちは夕方以降にやるかと、いろんなことをやれば工夫ができるんじゃないか、そんなことは被災地では無理なんです。

ですから、私は、やはり切実なこの要望、もちろんサプライチェーンもあるんですよ。このかまぼこの業界だけじゃないんです、ほかにもいっぱいあるわけですよ。こういう被災地の方々のこの要望に対して、やっぱり適用除外あるいは制限緩和、あるいはどんなことでもいいんです。一年なら一年でもいいですよ。めどが付くまでも少し制限緩和しようにもいいんですよ、ほんの少しでも、大きくできなければ、でも、何か被災地のために、それは、この業界のことを言っているんじゃないんです。被災地全体のそうした企業等に対して、やっぱりこは、まあ大企業は、済みません、やってくださいとお願ひしてもいい。でも、せめて中小企業とか零細企業も含めて、何らか私は、支援という言い方が合っているかどうかは分かりませんが、何か私は考えていたきたい。大臣、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(海江田万里君) この電力の需要の制限であります、本当に法律も、それはもう発動しない方がいいわけでありましたが、ああいう形になりまして、大口の需要者の方々に一五％の削

減をお願いをしました。

しかし、その中で、私も被災地域に対して全く他の地域と同じであっていいとは思いませんでしたから、まず被災地域の中でも、被災者の方々が避難をされているような場所でありますとか、あるいは病院でありますとか、あるいは福祉の施設でありますとか、こういうものは外しました。それから、たしか、今これはエネルギー庁の長官から数字を聞きましてけれども、およそ五百の事業所だということ、ございまして、おおよそ五百の事業者は事前に事情があるというところで申出を受けて、その中でこの一五％の削減という対象から外したところでございまして、その意味ではそういう手当てはしてございます。

ただ、今、松委員からも御指摘がありましたように、やはりこれからこの夏のしのびたいというところではあります。その冬に今の状況ではこれは電力の供給が大幅に回復するというのがまだまだ見込まれる状況にありませんので、やはりこれはこれから冬に向けて、あるいはさらに来年に向けて、是非、松委員もそうやって地元の細かな声を聞いておられるようございまして、経産省の方に、またあるいはこの後でもよろしゅうございまして、またおっしゃっていただけて、そういうこともこれから配慮をしてやっていかなければいけないと思っております。

それから、免除と。もちろん、今一五％のほかに、免除ですから、全くそういう規制から外すよというところ、それからもう一つは、一五％のところを一〇％にしましよとかいうお話もございまして。それから、今、委員御自身からの指摘がございましたけれども、グループを作つて融通をさせていただくというようにもございまして、そういうことをおっしゃっていただければ私どもの方でアドバイスもいたしまして、そしてこれから先のことも備えていきたいと、そのように考えております。

○松あきら君 大臣、私、とても僥倖なんですけれども、被災地の皆様の苦しみは受け止めております、よく分かっております、その思いの中でできる限りのことを私にしたいと思うということをまずおっしゃると、響くんですよ。でも、淡々と何かおっしゃると、本当に分かっていらつしやるのかと、この苦しみが、もう立ち行かないと言つてわけですね。確かに、手を挙げて申請すると免除される場所もあるんですけど、それは例えば、被災証明を持つている人五人以上を新たに雇用すると免除されるとかそういうことになつていて、なかなかそんなところに入らないんですよ。もちろん病院とかそういう命にかかわるところは別ですよ、企業のことですよ、申し上げているのは。

ですから、やっぱりそれでグループで融通しろなんという状況じゃないんですよ、もう被災地に行つてお分りになつていらつしやると思ひますけど。だから、だから私は一段と、一〇％じゃなくて、一五を二％か三％削減するのでもいい、そのほんのちよつとでも何かやつてもらえ、気持ちを通しているということが私は非常に大事であるということを申し上げたいんです。これが役人ではできない政治判断、まさに大臣の判断でできることだと思ひますので、それを、僥倖でございますが、そういう思いで申し上げさせていただきます。

それでは、六十一年ぶりに改正します鉱業法について、一問か二問は言わないといけないと思ひます。

近年、関口先生もおっしゃつておりました中国など急成長する国々による国際的な資源ナショナルリズムの競争が激化してきたわけございまして。私も余計なことばかり思つていまして、本当に戦略的互恵関係ですか、これも、もしかしたら解釈が違うのかなんて時々心配になりますよね。もうおっしゃつていまして、言っていることがまるつきり違うわけございまして、例えばばそうした中国などに日本が対処していくという

のは非常に難しいわけございまして。私もいっぱい調べていっぱい言いたいことあるんですけども、全部飛ばします。

衆議院でもそのきな臭い東シナ海のガス田について議論が繰り返されましたように、規制の実効性をどう確保するか、これが問題ですね。資源探査活動ではなく、あくまでも科学調査だと主張された場合どうするのかという問題。立入検査や中止命令など、直接的な実行、行使ということが海上保安庁などと連携を取つて取れるということ、ございましてけれども、証拠を押さえている間にやられちゃいますから、余り悠長なことを言わないでこれを実行していただきたい。

それから、正当な許可を得た事業者が探査データを第三者に譲渡なんかしちゃった場合どうするのか。場合によっては探査データの提出を求めることができるのか、この点についてもお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

資源探査、これは開発の前提として大変重要なところございまして。これを適正にやるということが非常に重要でございまして、今般、この法案の中で新たにこれを規制をするということにしたわけございまして。

一方、御指摘がありましたように、資源探査と科学的調査というのは非常に区分が実際に難しいところございまして。したがって、規制対象とする探査行為につきましては、目的というような主観的要素によらないで、その態様によって客観的に判断していくということにしたい、これが重要であると思っております。

具体的には、これを行えば比較的精緻な地質情報を得られ、また仮にこれが不適切な方法で行われた場合には他の産業等に不利益を生ずるというようなものについて、人工的に発生させる地震波を利用するいわゆる地震探査法、さらには、海域でございまして電気探査法とかあるいは磁力探査法というのがございまして、こういったものを外

形的に分かる格好で規制の対象とすることを想定しております。

したがいまして、仮に実施者が科学的調査だといつて主張をし、場合により、国際海洋法条約に基づくガイドラインに基づく事前同意を求めているような場合で当然同意してくれるだろうと思つていてる場合におきましても、外形上今申し上げたようなことに該当する場合には、ガイドラインの同意はいたしませんで、きつちりこの規制の対象とすることにしております。これにもし違反をした場合には、今御指摘のような立入検査、中止命令等々、しっかりとした適切な措置を講ずる考えでおります。

○松あきら君　しっかりとやっていただきたいと思つています。

最後に一言だけ申し上げます。

我が国は、領土は少ない、けれども我が領海は海あるいはEEZには本当にすばらしい熱水鉱床、資源が眠つております。こうした豊富な資源、これは本当にすばらしいと思つていますが、なかなか探査など、採掘なども難しいところがあります。しかし、一番簡単に世界有数の埋蔵量と言われるのが都市鉱山です。是非、詳しくは申し上げませんが、パソコンや携帯電話、テレビ、あるいは金やプラチナやインジウム、これらレアメタルなど、もつといろいろあるんですけど、もう豊富にあります。ですから、単にもう使わないいろいろな電子機器などは東南アジアなどにしちゃうなんてことを考えないで、しっかりとこの都市鉱山を活用していただきたい。最後にお願ひしまして、私の質問を終わります。

○松田公太君　みんなの党の松田公太です。

先ほどから、関口さんのちよつと涙が出てしまつたので、お話を聞いたり、松さんのお話を聞いている中で、何となくこの委員会がちよつと不思議な雰囲気になってしまつていふ感じがするんですけど、私は海江田大臣を実は経営者時代から存じ上げておまして、大変期待をしている政治家のお一人だつたわけですが、私は違う形でエールを送らせていただきたと思つていふんですが、先ほどおつちやいました、辞意を表明されたといふものの、賠償支援機構法であつたり、仮払い法案、こういったものを最後までしっかりと見届けて成立させていきたいんだといふふうにおつちやつていまして、ここを徹底的にもう一度議論したいなといふふうを感じております。

今日は鉱業法の話ということで、まずは鉱業法についてお聞きしたいんですが、ただ、質問、私考えたものはほとんどもう既に出てしまつていて、一つだけ質問といふますか御提案をさせていただきたいなと思つていふますけれども、今現在、国内で約八千件の鉱業権が設定されていますけれども、そのうち約八割が未着手若しくは休業中となつておりまして、それに対する対策等は先ほどお話をいただきましたが、是非、これ、明確なやはり目標を設定していただきたいなといふふうに思ふんですね。

例えば、これから五年間でその六千数百件のうちの半分は、例えば権利を使わない方には放棄をしていただく、若しくはしっかりと試掘なり採掘なりを着手していただく、是非このような目標数値を持つていただく、これが必要なのではないかなといふふうにおつちやりますが、じゃ、せっかくですからちよつとこれ、質問としてよろしいでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君)　委員御案内だろうと思ひますけれども、今度の改正鉱業法の中では六か月という期日の定めがございますね、これは、鉱業権の設定後、六か月以内に事業に着手する義務を負うと。ただし、着手できない場合もあろうかと思ひますが、その場合は事由を示して経済産業大臣の認可を受けることが必要といふことでございまして、この事由が正当な事由でなければ、当然のことながらこの鉱業権といふものは放棄していただくことにならうかと思ひます。

過去の鉱業法にも同趣旨の規定はあつたわけですが、ところがその実際の運用について

は今委員御指摘のような状況でございますから、今度新たにこうしたその六か月ということが、新たにこの法案の議論を通じて、そして、これが成立をした場合、やはりそれが一つの目安にもなるうかと思ひますので、今御指摘のありましたおおよそ八割のまだ実際に着手していない部分については、なるべく早い機会に、今の段階で何か月目に幾つというふうなことにしないかと思ひます。

○松田公太君　ありがとうございます。徹底してその運用面、これを是非やつていただきたいなといふふうにおつちやいます。やはり今まで、既にあつたんだししようけれども、なかなか来てしまつた部分があるんじゃないかなといふふうにおつちやいますので、この見直しを是非していただきたいなといふ意味では、本来は数値目標があつた方がその目標に向かって進むといふことでより厳しい形を取れるんじゃないかなといふふうにおつちやいますので、それを引き続き是非御検討いただけたらと思ひます。

引き続きまして、ストレステストについてお聞きしたいと思ひます。

私も銀行員を六年間やりまして、朝令暮改の上司の下に勤めたことがありまして、非常に大変だつたという記憶がありますが、ストレステスト、やはり先日、突然菅総理によつて発表されてしまひましたが、このストレステストといふものは、誰がどのようにテストする体制になるのか、これをお聞かせいただけたらと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君)　このストレステストの前身、これについては今保安院とそれから原子力安全委員会の間で調整をしております。これは事務方の調整でありますので、その事務方の調整を受けて、私とそれから枝野官房長官、それから細野原子力担当の大臣という形で、まず事務方から上がつてきましたものをチェックすると、こういうことにならうかと思ひます。

○松田公太君　そのストレステストのチェック項目であつたり中身ということよりも、私が非常に心配して居るのは、それを誰がやはりテストするのかといふところなんです。今のままで、どうしても、例えば生徒が自分で試験を受けて自分でその採点をするような感じになつてしまつていふのではないかなといふふうにおつちやいます。

これも先般から申し上げておりますが、みんなの党では緊急安全法案といふものを出しておりますので、原子力、これは実は国会の方で関与してチェックしようといふものになつていふんですね。そしてまた、そこに行き着くまでには、知見者であつたり、有識者ですね、有識者であつたり、また住民も一部入つていた。だいて一緒にそのストレステストをやつていきましようといふ立て付けになつていふんですけれども、これについてはどのように思われましようか。

○国務大臣(海江田万里君)　私も、みんなの党がまとめたその安全基準の、あれは法律の前の段階ですか、を拜見させていただきました。(発言する者あり) 法案として、もうじゃ法律になつていふといふことでございまして、その中の要点というの、今、松田委員からお話があつたとおりでございますが、それは本当にしっかりと国会で議論していただくことにならうかと思ひます。が、今の、現在でございます法律の立て付けでは、実際にテストを行うのは実は事業者なんですね、これは。

ですから、いろんなストレスを掛けて、それに対して、これはコンピュータ上でのテストの実施といふことにならうかと思ひますけれども、このくらいの裕度といふますか余裕があるといふことを出してと。そうすると、それを保安院が、そうした計算式といふんですか、そういう計算が合つていふかどうかといふことをチェックをいたしまして、そしてそれを今度は安全委員会と

いうもう一つのチェックを経て、それで確かにその出てきた裕度と申しますか、よく地震で、マグニチュード七の地震が起きたとき、格納容器が守られる裕度というのは、例えばの話ですけど一・三ありますよという形で出てくれば、その一・三という数字が確かにそのとおりであるということ、余裕度がそれだけあるということが明らかになるということでございます。

みんなの党さんは、そこにより第三者的な地元の人たちを入れようとか、あるいは国会の関与をということをおっしゃるんですが、そうした数字は出てまいりますんで、恐らくその出てきた数字に対する評価というんですか、これでいいか、それともこれじゃ、やっぱり一に至らない場合はこれはもう無理だろうと思えますけれども、そうしたとき、これをストップさせるとかいうことを国会や地域の住民も参加した形で判断してもらうと、そういうことではないかなと思っておりますが、今私どもが考えておりますのは、事業者がやったのを保安院と安全委員会でチェックをして、そしてそのほかにもう少しいい形があればそれは追加的に、こういう組織を関与してもらうのがいいかということこれはこれからの議論になるかと思えますが、今考えておるのはそういう状況です。

○松田公太君 今最大の問題点は、そのストレステストをやつても、結局、地域の住民もやはり国民の皆さんもやはり政府が言うことは信用できないということじゃないかなと思うんですね。保安院も安全委員会も結局一緒の、同じ穴のムジナじゃないかと。ですから、そこを変えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますんで、是非私どもの出している法案についても御審議、皆様にもしていただきたいなというふうに思っている次第でございます。

引き続きまして、賠償支援機構法、先ほど、賠償支援機構法をちゃんと成立させないと、これは自分の責務だと、責任だというふうにおっしゃっていました、これが閣議決定された翌日から私、海江田大臣と、たしか復興特別委員会の方で

も、こちらの経済産業委員会の方でも議論させていただいておりますが、あのときたしか丁君の話を出させていただいたと思えますけれども、ちよつと私の疑問は幾ら考えても膨らむばかりなんです、この法案に関しまして、これ本当に法治国家としてこういうことが許されていいのだからという根本的なところまで考えてしまうんですが、まず、そもそもこの機構はいつまで続くものかというふうな海江田大臣はお考えでしょうか、お聞かせいただきます。

○国務大臣(海江田万里君) 一つは、東京電力のこの事故に伴う損害賠償が収束をしたときというのが一つでございますが、ただ、それと同時に、今回は一般負担金ということでそれぞれの、東京電力以外の原子力発電所を持つ事業者にもまさに一般負担金をお願いしているわけでありまして、この一般負担金をお願いしましたこの理由というのはまさに相互扶助でありまして、もちろんあつてはならないことでありますけれども、この種の原子力事故が全くないということではありません。もちろん、規模はずつと小さいものであつても、ジェー・シー・オーの事故などもあつたわけでございますけれども、やっぱり将来的な事故についても対応できるようにということでございますから、その意味では、将来にわたつても、東京電力の事故にかかわる賠償が完全に行われたという後であつてもこの原子力の事故がある可能性があるということでございますので、引き続き継続をするということでございます。

ただ、今のままということではなしに、これはいつと定めはございません。何年後に見直しをするという定めはありませんが、これは必要が出てまいりましたらこれは見直しをするということも考えておりますので。

○松田公太君 私が、いろんな疑問が本機構法についてあるんですけれども、今お聞きしました、いつまで続くんでしょうかと、これについて非常に実は重要なことじゃないかなというふうに思つていて、これ確認したところ、ずっとやはり永久

に続くのが望ましいというような回答をされる方が多いんですね、各府庁ですね。今、海江田大臣も規模を縮小するにせよ、それを続けた方がいいだろうというお話だったと思うんですが、これは海江田大臣、もう以前から例えば天下りに対して大反対をされてきておりますけれども、これ天下り機構になつちゃうんじゃないかなという気さえるんですすよね。これは非常に力を持つ機構になるのかなと。

例えば、年間、今事故が起こつた直後ですから、東電に関しては一千億、ほかの八社に関しては多分数百億ずつぐらい捻出していただくという話になつていと思うんですが、これ相当な金額で、ここがかなりのまた権限を持つ機構になつてしまふんじゃないかというふうに感じているんですね。非常にそういう恐怖感を本法案には感じているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) これは私の天下りに対する考え方でありまして、やっぱりこれから、今、当面その機構がすぐに天下りの機関になるなとは考えていらつしやらないはずであります、将来的にということだろうと思ひますが、これははつきり申し上げまして、私は将来は天下りというものはなくなると思ひます、これは。もうできないと申しますか。ただ、そのためにはもちろん公務員制度の在り方も見直しをしなければいけないと思ひますけれども、やっぱり天下りという形でなしに、例えば回転ドアみたいな形ではあるのかと思ひますが、これまでのように一定のところまで行つたら次にそういう政府関係の法人に行つたり、あるいは民間の会社に行つたりというのは、これこそまさにそうでなければ、何と申しますか、日本の政治は退歩していくばかりであります、私はそこは本心に、まあ何年掛かるか分かります、ただこれは、確実にそれは減つてきます。

私どものところから、経済産業省から東京電力に行った人間も、もうそれは辞めましたし、それは今回の事故があつたということではありますけれども、やっぱりそういうのは着実に進んでいくと思ひますから、この機構がそうした天下りの受皿になるのではないだろうかというふうには私は考えておりません。

○松田公太君 時間ですので終わらせていただきますが、本心に本法案については海江田大臣と引き続き徹底して議論をやつていきたいと思ひますので、是非、私はそれまで辞めないでいただければと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○荒井広幸君 荒井でございます。

鉱業法について、冒頭、これも三陸地方の発展というところに関連して、鉱業法についてお尋ねします。

本法案に賛成をいたします。

その中で、一九九九年、国の基礎試錐で三陸沖が天然ガス産出に成功しております、十一年前。先ほどのお話にもありましたが、実用化に向けて平成三十年を目途にロードマップを作り、官民共同で対応するんだと、こういうお話でありました。

この三陸沖についてどのような工程表を持つていらつしやるか、お聞かせください。

○国務大臣(海江田万里君) 荒井委員から御指摘のありましたように、確かに平成十一年、三陸沖で基礎試錐、これはボーリング調査ですね、これによりまして天然ガスが発見をされましたが、その後、周辺海域で民間企業による探査や試掘が行われましたけれども、残念ながらこの天然ガスの存在の広がり確認されず、開発には至っていないのが現状であります。

しかし、この三陸沖というのも大変大事なそうした天然ガスなどの賦存が予測されますので、更に性能のいい、先ほど中山政務官がお話をしました「資源」という船があるということで、私、残念ながらまだこれを見ておりませんが、この平成二十年に新規に導入をされました「資源」、これはまさに三次元物理探査というものが可能になる

わけでございますから、改めて三陸沖も含めましてこの「資源」を使った探査を行っていくということでございます。

○荒井広幸君 「資源」による3Dの探査ですが、今まではなかなか、民間に任せられども、それ以後見付からなかったという可能性があったと。しかし、これ可能性あるかもしれない。そういうやっぱり希望を与えていただくことは是非私はお願ひしますので、「資源」という名前の船に早期の力キキラムを組んでいただきたいと要望しておきます。

次は、農林省に来ていたいております、農業共済についてお尋ねいたします。

農業共済は、まさに先ほどの、原発の今度の機構のように、農業者が相互扶助、助け合う仕組みであります。機構の場合は電力会社でございます。ところが、法律の盲点があった。これが原子力にかかわる全ての法律の欠陥であり、法全体の体系のなかったところなんです。それは国が責任を持つ、この一点においてもそれが言えるんですが、この共済においては、共済は、作った農作物が災害に遭うからそれに対して補填するわけですから、助け合えるわけですね。原発によって作れない、津波によって作れない、あるわけですね。作れないという想定はしていないんです。

そういう意味で、特に原発の場合、また別な意味での問題が出てまいります。放射能というものが出てまいりますから、このところを法的にもしっかりとしないといけないんですが、共済を掛ける人がいなくなるわけですよ、その地域は、作らないんですから。どのように対処されるつもりですか。

○政府参考人(坂井眞樹君) お答えいたします。

まず、原発の関係でございますが、委員御指摘のように、原発事故によって政府による避難指示あるいは作付け制限、こういった措置がとられておりますので、農業共済団体の組合員農家の方が作付けができない、営農ができない、停止せざるを得ないといった状況が生じております。この結

果、組合員、加入者が減るということで、農業共済団体の方から見ますと、賦課金等の収入が減少する、こういった損害が生じているところでございます。

このような状況に対応いたしまして、福島県の農業共済組合連合会におきましては、既に、原子力損害賠償紛争審査会の指針においてこうした損害が営業損害に該当すると、こういった考え方の下に、東京電力に対して被害概況の申出を行っております。今後、損害賠償手続を同連合会では進めていくというふうに向っているところでございます。

農林水産省としても、こうした損害について適切な賠償が農業共済団体が受けることができるように適切な助言を行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○荒井広幸君 結局、東電に請求ですよ。原賠法、原賠審、この問題です。大臣。しかし、実際上どういう今現状になっているかというと、例えば道路なんかは公共事業で復旧するんですよ。国というのは原賠法を待たないで済まないんです。国が前面に出てないという今度の仮払いと基金の法律も思想がそこにあるんですよ。

そうすると、これ農林省に聞きますが、そうした、例えばNO SAI双葉というところは全部退去です。作付け制限どころじゃないですよ。もちろん作付け制限しているところも大変ですけども。そういうところは掛金さえ払えない人が出てきます。掛金さえ払えない人、このまま原賠法を待つんですか。もう負担は大変なんですよ。それなりに納めなくちゃならないものもある、そして共済組合は体力がなくなってくる。

これは森林組合も全く一緒です、森林組合も。どんどんどんどん疲弊していく。そして職員の人たちはでんでんばらばらになっていきますよ。この人たちがいなければいけないです。森林組合だつて山を守っているのは実態に職員の人と作業員の人ですから。それでなくても大変な中やってきたんですよ。

そういうときに、農林省、営業損害として東電に組合でまとめましたからそれを請求しているところでありまして、それで用が足りるかどうか。どういう御認識ですか。

○政府参考人(坂井眞樹君) 先生御指摘のように、農業共済制度、こういった事態に至りまして、更に重要性が高まっているというふうな認識をしております。

まず、掛金の問題につきましては、従来からその約半分を国が負担するといったことで農業者の負担軽減を図ってきているところでございます。

これは一般的な措置でございますが、今回の地震発生に伴いまして、これは直接的な負担軽減ではございませんが、手続面での措置として、共済掛金につきましては、それぞれの作物ごとに支払期限が決まっております。これを、今回の地震の結果手元不如意ですぐには払えない、こういった状況もあるということで、原則六月三十日まで延長したところでございます。具体的には、果樹等ですと三月ないし四月に払込期限が来るところを、手続面での措置として、六月末まで原則として延長する、そういった措置を講じております。

また、農業者の方が非常に資金繰りに御苦労されているという状況でございますので、一次補正予算等により、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等、こういった資金につきまして実質無利子、無担保、無保証で貸付けを行う、こういった措置を行っているところでございます。

共済関係では、このほかに、被害を受けた、この被害はまさに震災による被害でございますが、こうした被害に対する損害評価をできるだけ速やかに行つて早期に共済金を支払う、既に四月から支払を開始しておりますが、できる限りの措置としてそういった対応をしているところでございます。

○荒井広幸君 委員の皆さん、お聞きになってこのとおりなんです。結局、実態としては何もやらないんですよ。原賠法があつて原賠審があつて、

その対応を待っているという、この問題点なんです。

森林組合では、共済でも同じですが、先ほどの双葉共済は福島市に行っているんですよ。だけれども、実際に共済するものないでしょう、理屈上は、実態上も。その人たちがどうやって維持していくんですか、職員さんを含めて。次の展開のために、戻れた場合のためにどうしていくんですか、その人たちを維持するために。

そして、同時に、森林組合についても同じく聞きます。森林組合も、まさに民主党も、森林・林業再生プランを持ち出すまでもなくて、この職員さんと作業員さんがいなければ日本の山は守れない、生態系は崩れる、こう言っているわけですね。そういうためには、今避難している職員さんや作業員さんを、共済組合も森林組合も、三十キロ圏外のところで引き受ける、そういう費用については国がきちんと出すと、これぐらいのことは当然考えて今度の二次補正に予算組んだんでしょう、確認します。

○政府参考人(皆川芳嗣君) 委員から御質問がございました。いわゆる避難等の指示のあった区域の周辺の森林組合、飯館、双葉地方、それから相馬地方、ふくしま中央ということで、特に双葉地方においてはもうほとんどの区域が警戒区域内というところでございますので、近隣の田村森林組合の方に一部の方々は間借りをしているというような状況にあります。

これまで、そういう意味で森林組合系統の中で相互扶助の精神に基づいてやっておられるという状況でございますが、国といたしまして、とにかく周辺の森林の状況がございまして、その周辺の森林において、例えば国有林でありますと国有林の作業、こういったものについて作業量を落とさないように、地域の方々がそういった周辺の地域の森林組合の方を受け入れているといったようなことに照らしまして、周辺の方々が森林組合に対して作業の発注等をこれからも継続的にやっていきたいというふうに向っております。

また、県の方でも、今まで森林が地震等でかなり林道等がやられましたので事業発注が遅れておりましたけれども、これについても順次周辺の地域において作業量が確保されつつあるというふう

あるならば最大に重要なところで。先ほどの法律が通るといふのは私は二次的なものでいいと思つています。一次的な責任は東電の工程表がうまく進まない場合、私、今言いました水の冷却です、これが進まない場合、代替法として国が前面になつて、もちろん関係者が今日ここにいらつ

下水ということであらうと、今の建屋の中の水位よりずつと上にあるわけでございますが、いろんな形で浸透するのではないだろうかということがござい

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、牧野君から発言を求められておりますので、これを許します。牧野たかお君。

○荒井広幸君 共済の方もありますけれども、結局、今は極めて遠巻き、間接ながらそういう方を維持していこうということで、直接性がないんですよ、安心感がない。どんどん福島なんかは人口が流出して縮小スパイラルに入っているんですよ。安心しなさいと、これだけの仕事はあるんだから、ちゃんとその事務費用も面倒見ますよ、そしてその次の展開に備えなさい、そういう予算を二次補正に組まれることを期待して、今回は終わります。

○国務大臣(海江田万里君) これ、全部を本場に丁寧にお話をしていますと十五分ぐらい掛かりますので、アバウトにお話をさせていただきますけれども、IACのお話というのは承つております、これは、

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

では、大臣、IAC、インターナショナル・アクセス・コーポレーション、これは原子力などを専門に扱うコンサルタント会社、アメリカ力ですけれども、私もこの発表会に行つてまいりました。代替のやり方についてです。現在やっている水の冷却ではなくてヘリウムガスによる冷却をしようと、空冷です、言つてみれば、これがうまくいかない場合にこうした考え方を取り入れ、そして、原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

原子炉は解体せずに使用済燃料プールを含めて建屋全体をコンクリートで包む、覆う、埋める、いわゆる石棺化というやつですね、石棺化、これをする

その中身が幾つかございます。一つが空冷方式ということ、石棺方式と、これが一番中心的な提案だろうと思つています。空冷方式はいろんな世界のほかの国でもやっておりますが、我が国では今回、まもなく十七日がステップ1の一つの区切り

○委員長(柳澤光美君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつて

四 未処理の鉱業権の出願案件については、鉱物の合理的な開発が図られるよう、改正後の許可基準が適用されることも踏まえ、処理の迅速化に最大限努めること。

五 特定鉱物の開発に係る特定開発者の選定が公平・適確に行われ、我が国の資源開発に資するよう、特定開発者を選定するための適切な評価基準を策定すること。また、国の機関が鉱物の探査を行う際の経済産業大臣への協議においては、国の機関以外の者に対する許可基準を踏まえ、適切に実施の可否を判断すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(柳澤光美君) ただいま牧野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柳澤光美君) 全会一致と認めます。

よって、牧野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、海江田経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。海江田経済産業大臣。

○国務大臣(海江田万里君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(柳澤光美君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)

第九四〇号 平成二十三年六月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 長野県佐久市鳴瀬一、一〇八 土屋恵美子 外一万七千八百十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第九四一号 平成二十三年六月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市新浜町二ノ一ノ九〇 一 北山浩 外一万七千八百十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第九四二号 平成二十三年六月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 北海道北見市並木町五三九ノ三一 河野晃 外一万二千五百四十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第九四三号 平成二十三年六月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 横浜市中区若葉台四ノ一三 原喜代子 外一万七千八百十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第九四四号 平成二十三年六月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 北海道旭川市春光五条八ノ一〇ノ四 末廣久美子 外一万七千八百十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第九四五号 平成二十三年六月九日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 和歌山県岩出市高塚二九七ノ一三 山中美佳 外一万七千八百十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願(第一〇五一号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願(第一一一号)

一、地域を支える中小業者の支援に関する請願(第一一二号)(第一一三号)

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第一一四号)

一、福島第一原子力発電所からの放射能汚染水海洋投棄の中止及び漏出の防止策の徹底に関する請願(第一一八号)(第一一九号)(第一二〇号)

一、原材料・燃料価格高騰及び東日本大震災に対応した中小企業対策の強化に関する請願(第一二二二号)

第一〇五一号 平成二十三年六月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 新潟市西区寺尾上五ノ一五ノ八 青海啓太郎 外八千六十五名

紹介議員 井上 哲士君

政府は、二〇一〇年一〇月臨時国会冒頭の所信表明演説でＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を表明した。ＴＰＰは、全ての品目の関税撤廃を原則にする高度な自由貿易協定であり、この協定に加われば、農産物や畜産物ほもとより、人・物・サービス・金融とあらゆる分野に深刻な影響を与え地域経済を破壊する。農林水産省の試算によれば、我が国の食料自給率は現在の四〇％から一三％に急落し、米の生産も九〇％減、砂糖原料や小麦などの生産はほぼ破壊し、食料・農業・農村基本法に基づく、自給率を引き上げるといふ政府が掲げた基本計画にも反するものである。影響は農業にとどまらず、農水省の試算では関連産業を含めて三五〇万人もの雇用が失われる。命の源である食の安全・安心と安定供給のため、国内の農林漁業生産を拡大し、食料自給率を抜本的に向上させることは国民共通の願いであり、食料の六割、穀物は七割以上を輸入に依存している日本の現状は、早急に改善させなければならぬ。政府は「日本は貿易立国だから」と更に貿易自由化を進める一方、「価格は市場が決める」と、農産物の価格下落に対して有効な対策を採っていない。所得補償制度も生産費を賄うものではなく、これでは農業就業者の減少にも後継者不足にも歯止めが掛からない。労働が報われ、再生産できる価格保障が必要である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国内産業を育成し、国内雇用の拡充と地域経済を活性化させる政策を進めること。

第一〇五二号 平成二十三年六月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 京都府亀岡市大井町小金岐二ノ四ノ三 西村京子 外八千六十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一〇五三号 平成二十三年六月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者

北海道函館市鍛冶一ノ三二ノ二二
長内光憲 外八千七十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一〇五四号 平成二十三年六月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台三ノ二六ノ
三ノ三〇六 吉野尚子 外八千六
十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一〇五五号 平成二十三年六月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 群馬県館林市本町二ノ七ノ七 渡
辺容子 外八千六十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一〇五六号 平成二十三年六月十日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 鳥取市大覚寺一六ノ二 上野智
子 外八千六十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一一一一号 平成二十三年六月十三日受理

雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市稲荷一ノ一ノ一
ノC 岩波重之 外千八百七十六
名

紹介議員 川田 龍平君

三月十一日の東日本大震災における福島第一原
子力発電所の事故により、大量の放射能汚染水が
海洋投棄され、地下水等を通じて漏出し、海洋汚
染が生じている。このことは、国民に脅威と将来
にわたる放射能被害の危険性を与えており、海洋

請願者 札幌市手稲区富丘四七ノ一ノ三
二 小山内淳子 外三万四千九百
三十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一一二号 平成二十三年六月十三日受理

地域を支える中小業者の支援に関する請願

請願者 横浜市内南区白妙町四ノ五九ノ三
西川万紀子 外七十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第一一一三号 平成二十三年六月十三日受理

地域を支える中小業者の支援に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根西町二ノ一九ノ
一四 酒井啓一 外八百十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第一一一四号 平成二十三年六月十三日受理

中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 秋田市手形田中一四ノ五 五十嵐
映美 外百二十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一二一八号 平成二十三年六月十三日受理

福島第一原子力発電所からの放射能汚染水海洋投
棄の中止及び漏出の防止策の徹底に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市稲荷一ノ一ノ一
ノC 岩波重之 外千八百七十六
名

紹介議員 川田 龍平君

三月十一日の東日本大震災における福島第一原
子力発電所の事故により、大量の放射能汚染水が
海洋投棄され、地下水等を通じて漏出し、海洋汚
染が生じている。このことは、国民に脅威と将来
にわたる放射能被害の危険性を与えており、海洋

生物等にも影響が懸念されている。

ついては、放射能の海洋汚染を防止し、国民の
健康と生命を守るとともに、漁業、観光・宿泊
業、サーフィン・ボディーボードなどマリンス
ポーツ業を守るため、次の事項について実現を
図りたい。

一、これ以上の放射能汚染水の海洋への放出・投
棄を行わないこと。

二、放射能汚染水の地下水等からの海洋漏出の防
止策を徹底・強化すること。

第一二一九号 平成二十三年六月十三日受理

福島第一原子力発電所からの放射能汚染水海洋投
棄の中止及び漏出の防止策の徹底に関する請願

請願者 千葉県いすみ市岬町中原三、九九
三ノ二 牛越峰統 外千八百七
十六名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二二〇号 平成二十三年六月十三日受理

福島第一原子力発電所からの放射能汚染水海洋投
棄の中止及び漏出の防止策の徹底に関する請願

請願者 静岡県下田市白浜二、三四五ノ三
四 酒井厚志 外千八百七十六名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一二一八号と同じである。

第一二二一号 平成二十三年六月十三日受理

原材料・燃料価格高騰及び東日本大震災に対応し
た中小企業対策の強化に関する請願

請願者 東京都大田区南蒲田一ノ二〇ノ二
〇 社団法人大田工業連合会会長
舟久保利明

紹介議員 中川 雅治君

リーマンショック以降の世界的な景気低迷から
立ち直りかけたやさきにギリシャショックによる
円高が襲いかかり、その後の非鉄金属・原油・食
料価格の高騰に中東情勢の緊迫化が拍車を掛け、

更に東日本一帯が未曾有の巨大地震に見舞われて
我が国の経済は大混乱に陥っている。震災によつ
て原子力発電所神話と電力需給バランスが同時に
崩壊し、被災地復旧の遅れによる部材供給不足は
大手の操業率低下を招き、日本ブランドの失墜に
より国内マーケットの縮小と海外シフトの加速化
が懸念される。我が国のものづくり中小企業の大
半は下請企業であり、大手の操業率低下は売上げ
の減少に直結し、原材料・燃料価格が高騰し続け
る厳しい環境下においても、実際には更なるコス
ト削減が要求されており、価格上昇分をコスト転
嫁することすらままならない。ものづくり中小企
業は、厳しい経営状況に直面しており、事業を継
続していくために頑張っている。昨年六月、中小
企業をめぐって厳しい事態を鑑み、政府は中小企業
憲章を閣議決定した。その基本原則に「中小企業
組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮
を増幅する」とあるように、中小企業協同組合制
度に対する期待は従来にも増して高まっている。

また、国連は二〇一二年を国際協同組合年とする
旨の宣言をしており、協同組合という組織による
経済社会の発展への貢献が、国際的にも注目され
ている。

ついては、この極めて厳しい環境に置かれた中
小企業の実情を踏まえ、原材料・燃料価格の高
騰、東日本大震災への対応を進めるため、次の事
項について実現を図りたい。

一、原材料・燃料価格の高騰及び東日本大震災に
対応するため、中小企業への金融支援に万全を期
すこと。

二、原材料・燃料価格高騰を踏まえて、中小企業
の行う原材料・燃料の共同購入事業等がなお一
層効果を発揮することなど、中小企業の立場に
立った各般の支援措置の拡充や規制緩和等を可
能な限り速やかに進めること。

六月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第一二二

九六号(第一二九七号)(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)(第一三〇一号)
一、原発からの撤退に関する請願(第一三六三号)(第一三六四号)(第一三六五号)(第一三六六号)(第一三六七号)(第一三六八号)

第一二九六号 平成二十三年六月十四日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 佐賀県唐津市西大島町一四ノ七
小濱悠 外八百七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一二九七号 平成二十三年六月十四日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 岡山県新見市西方五六〇 柴田和宏 外八百七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一二九八号 平成二十三年六月十四日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 青森県五所川原市新宮町四四 神康人 外八百七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一二九九号 平成二十三年六月十四日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 千葉県市川市南大野二ノ三ノ五〇 南恵美子 外八百七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一三〇〇号 平成二十三年六月十四日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 茨城県取手市配松四六六ノ八 猪狩由美子 外八百七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一三〇一号 平成二十三年六月十四日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市打上南町一ノ一五ノ四〇一 原田清子 外八百七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一三六三号 平成二十三年六月十四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 愛知県豊田市宮上町五ノ一三ノ一ノ二〇六 松井大輔 外四十九名

紹介議員 井上 哲士君

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものであり、原発はばくだいな放射性物質(死の灰)を抱えているが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しない。一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼす。そうした原発を、世界有数の地震・津波国である我が国に、集中的に建設することは危険なことであり、日本に立地している原発で、大地震・津波に見舞われる可能性がないと断言できるものはない。歴代政府が、安全神話にしがみつき、繰り返し警告を無視して安全対策を採らなかったことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となった。

ついでには、次の事項について実現を図られた
一、日本政府が原発からの撤退を決定し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムを作ること。

第一三六四号 平成二十三年六月十四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜中町二ノ二ノ一四 堀尾昭子 外五十名

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

第一三六五号 平成二十三年六月十四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木二ノ一六ノ三 新井田泉 外四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

第一三六六号 平成二十三年六月十四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 東京都西東京市富士町四ノ七ノ八ノ二〇三 大石真由美 外四十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

第一三六七号 平成二十三年六月十四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 埼玉県越谷市恩間新田九〇〇 長井光子 外四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

第一三六八号 平成二十三年六月十四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 大阪府枚方市東船橋一ノ五二ノ一〇 大中裕介 外四十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。

七月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、雇用拡充と地域経済を活性化させることに
関する請願(第一五〇九号)

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第一五二三号)
一、浜岡原発の運転を再開させず、日本のエネ

ルギー政策の見直しを求めることに関する請願(第一五五二号)

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願(第一五九一号)(第一五九二号)(第一五九三号)(第一五九四号)(第一五九五号)(第一五九六号)

一、地域を支える中小業者の支援に関する請願(第一五九七号)

一、地域経済の活性化に関する請願(第一五九八号)

第二五〇九号 平成二十三年六月二十四日受理
雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願

請願者 埼玉県入間市宮寺四八四 山崎秀雄 外二千九百七十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第二五二三号 平成二十三年六月二十七日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 東京都北区志茂三ノ四〇ノ四 須田登美雄 外五千八百九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一五五二号 平成二十三年六月二十八日受理
浜岡原発の運転を再開させず、日本のエネルギー政策の見直しを求めることに関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町小川六〇〇ノ一 小泉旭 外六百四十二名

紹介議員 福島みずほ君

三月十一日東日本大震災が起き、巨大な地震と津波によって人間、家、車、職場など、人々は全てを失った。加えて福島原発の事故は、放射能を放出し、人間や海、土、水、大気など生命に関わることを脅かし、日本列島だけでなく地球環境に対して予測不能の災害を起し続け、人間が住めなくなる状況が続いている。地震

国日本には、原発は危険であることが明らかに
なり、米、野菜、魚、牛乳など全部捨ててこの地を
去るしかない住民が、原発のために人生が変えら
れたという事実を重く受け止めるべきである。そ
して近い将来確実に起こるとされている東海大地
震の震源の真上にある浜岡原発は運転を再開させ
ないよう求める。日本は、一九四五年原爆を落と
され、差別や後遺症でいまだ苦しんでいる人たちが
いる中で、本来造ってはならないものを東京電
力、自民党政府は造った。被曝者を出しながら、
これから起こり得る災害を考えたら、今すぐ
日本の全ての原発を止めることを目指し、エネル
ギー政策の見直しを求める。

ついでには、次の事項について実現を図られた
い。
一、浜岡原発の運転を再開せず、日本のエネル
ギー政策の見直しをすること。

第一五九一号 平成二十三年六月二十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者へ
の支援強化に関する請願

請願者 三重県桑名市大字蓮花寺六二 渡
部美紀子 外九百十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五九二号 平成二十三年六月二十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者へ
の支援強化に関する請願

請願者 北九州市小倉北区片野新町三ノ一
ノ一六ノ四〇二 東留美子 外九
百十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五九三号 平成二十三年六月二十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者へ
の支援強化に関する請願

請願者 札幌市南区石山一条六ノ一ノ二五

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五九四号 平成二十三年六月二十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者へ
の支援強化に関する請願

請願者 東京都新宿区弁天町一五二 荒木
新五 外九百十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五九五号 平成二十三年六月二十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者へ
の支援強化に関する請願

請願者 埼玉県川越市久下戸一ノ一〇五
藤田亜希子 外九百十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五九六号 平成二十三年六月二十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者へ
の支援強化に関する請願

請願者 大阪市東淀川区相川一ノ九ノ一〇
児島文雄 外九百十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五九七号 平成二十三年六月二十九日受理
地域を支える中小業者の支援に関する請願

請願者 山形市東原町三ノ一二ノ一 寒河
江喜久子 外千十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

平成二十三年七月二十二日印刷

平成二十三年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A